全国がん登録について

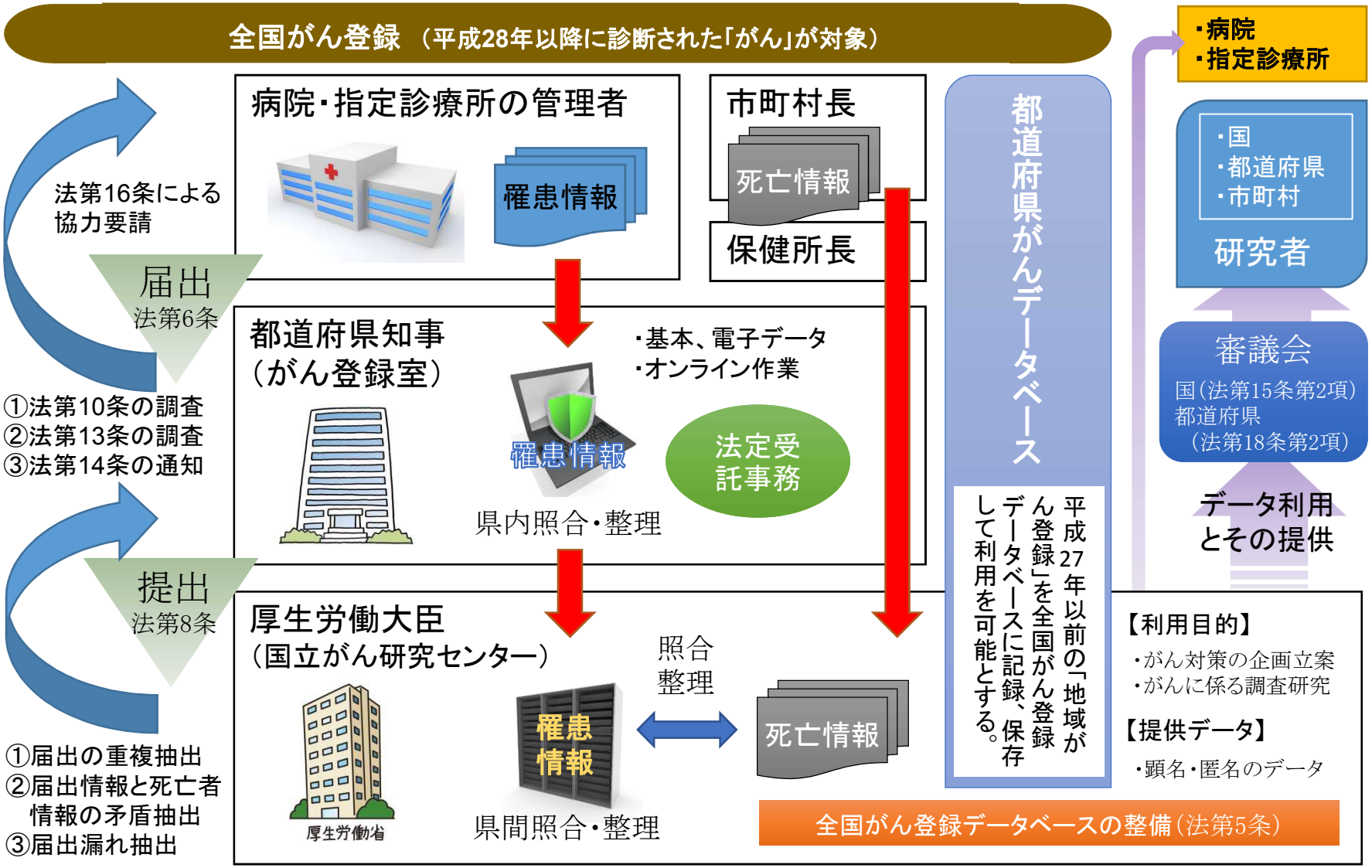
全国がん登録　（平成28年以降に診断された「がん」が対象）
病院・指定診療所の管理者
罹患情報
市町村長
死亡情報
保健所長
法第16条による
協力要請
届出
法第6条
①法第10条の調査
②法第13条の調査
③法第14条の通知
都道府県知事
（がん登録室）
・基本、電子データ
・オンライン作業
罹患情報
法定受
託事務
県内照合・整理
提出
法第8条
厚生労働大臣
（国立がん研究センター）
厚生労働省
罹患
情報
照合
整理
死亡情報
県間照合・整理
①届出の重複抽出
②届出情報と死亡者
情報の矛盾抽出
③届出漏れ抽出
都道府県がんデータベース
平成27年以前の「地域がん登録」を全国がん登録データベースに記録、保存して利用を可能とする。
全国がん登録データベースの整備（法第5条）
・病院
・指定診療所
・国
・都道府県
・市町村
研究者
審議会
国（法第15条第2項）
都道府県
（法第18条第2項）
データ利用
とその提供
【利用目的】
・がん対策の企画立案
・がんに係る調査研究
【提供データ】
・顕名・匿名のデータ